

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部 医務課

法令名	保健師助産師看護師法施行令	法令の番号	昭和28年政令第386号
許認可等の種類	准看護師免許証の再交付	根拠条項	第7条第2項
審査基準	再交付申請に必要な書類 1) 申請書 2) 免許証の再交付に関する調査意見書 3) 住民票……6ヶ月以内のもの 4) 収入証紙……4,100円 5) その他……き損の場合は、き損免許証を添付 保健師助産師看護師法施行令 (免許証の再交付) 第七条 保健師、助産師又は看護師は、免許証を亡失し、又は損傷したときは、厚生労働大臣に免許証の再交付を申請することができる。 2 准看護師は、免許証を亡失し、又は損傷したときは、免許を与えた都道府県知事に免許証の再交付を申請することができる。 3 第一項の申請をする場合には、厚生労働大臣の定める額の手数料を納めなければならない。 4 免許証を損傷した保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師が、第一項又は第二項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。 5 保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師は、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣又は免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。 6 第一項又は第二項の申請及び前項の免許証の返納は、就業地の都道府県知事を経由してすることができる。		
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関
	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間 20日
			標準経過期間 8日
			目次 NO
			37